

一般競争入札による公有財産貸付に関する質問及び回答
(青少年センター駐車場)

No	質問	回答
1	公開可能な期間の収支を開示希望です。定期契約の月額と件数も知りたいです。	【収支】 R4：収入 9,325,172 円、支出 9,055,031 円 収支 270,141 円 R5：収入 11,191,400 円、支出 8,417,883 円 収支 2,773,517 円 R6：収入 11,053,200 円、支出 8,286,759 円 収支 2,766,441 円 R7：収入 11,468,900 円、支出 8,694,798 円 収支 2,774,102 円 【定期契約】 月額：9,000 円（税別） 件数：49 台（R8.3 時点）※企業との提携台数含む
2	<u>(1) 4. 使用上の条件及び期限より</u> ①【1-エ】>各1時間と5時間の無料措置について青少年事務室等でQRコード券を手渡して頂くことは可能でしょうか。また、処理方法は、精算機1台で計画しておりますが可能でしょうか。 ②【1-オ】>過去3年間の入出庫台数及び売上・変動経費、無料措置台数についてご開示をお願いします。 ③【1-キ】>関係者さまの立入の際に、コールセンターへご一報頂くことは可能でしょうか。	①QRコード券の交付及び精算機1台の設置・運用は可能です ②R7：入出庫台数 32,572 台、変動経費 2,464,398 円、無料措置台数 8,041 台 R6：入出庫台数 30,526 台、変動経費 2,056,359 円、無料措置台数 7,674 台 R5：入出庫台数 30,555 台、変動経費 2,187,483 円、無料措置台数 7,445 台 ※売上（収入）はNo1の回答参照。 ③迅速に対応が可能であれば、コールセンターによる対応でも差し支えありません。なお、現行はパスカードにより対応しています。
3	<u>(2) 21契約期間中の義務及び禁止事項より</u> ①【6-カ】料金精算機は、管理上現金札は1,000円としQRコード決済・クレ	①実施要領等では「自動料金精算機器は、高額紙幣が利用可能な機器を設置」とお示ししていますが、利用者の利便性等が確保される場合は、管理方法等

	ジット決済可能で計画しておりますが可能でしょうか。 ②【7-ア】現状の現地状況において維持保全（除草・清掃等）は、借受け時には改善されていると考えてよろしいでしょうか。	を協議の上、現金札を 1,000 円のみでの取扱いとすることも可能です。 また、QR コード決済及びクレジットカード決済等の導入も可能です。 ②基本的に維持保全は適切に管理されているものと認識しています。
4	<u>（3）駐車場管理システムに関して</u> 「ゲートレス車番認識システム」にて計画しておりますが、可能でしょうか。出入口の変更はございません。精算方法は、出庫前に精算機（QR割引読取り）にてご精算頂くシステムです。（24時間コールセンターあり）	ご提案の「ゲートレス車番認識システム」による運用は可能です。
5	現賃借人の貸付料（月額・税込）をご教示ください。	現賃借人の貸付料は、月額 519,200 円です。
6	直近3年度分の駐車場の利用実績（月別の入出庫台数、売上、経費及び収益）をご教示ください。	別紙のとおり
7	現賃借人が設置している設備、工作物、機器及び看板等の種類、数量、設置場所をご教示ください。また、次期賃借人が使用又は承継できるもの、及び承継にあたり協議や本市の承認が必要なものをご教示ください。	現賃借人が設置した設備等は、ゲート式駐車設備、U バリカー、車枠トラロープ、LED 照明（13 台）、看板、誘導看板、防犯カメラ（3 台）、植栽用バリカー、電飾看板（満空灯）、横断幕及び自動販売機です。なお、自動販売機は本貸付契約の対象外です。次期賃借人による使用又は承継の可否については、現賃借人との協議によります。また、本市の承認が必要となるのは、物件の現状変更（整地工事を含む。）又は簡易な工作物の設置を行う場合です。
8	本物件及び隣接地に設置されている照明設備及びポールは、撤去となるのか、次期賃借人に残置されるのかをご教示ください。残置される場合は、維持管理費、修繕費の負担区分もご教示ください。	現賃借人が設置した照明設備及びポール等については、市と現賃借人との契約に基づき、原則として貸付開始時（H29.6.8 時点）の状態へ原状回復することとなっています。ただし、本市が原状回復する必要がないと認めた箇所については、現状のまま返還される場合があります。なお、現時点において、現賃借人との原状回復に関する協議は行っておりません。照明設備等の引継ぎについては、実施要領「16 原状回復の義務の承継」に基づき、落札者（次期賃借人）と現賃借人との協議により決定してください。

		また、賃借物件の範囲内にある設備等の維持管理及び修繕等に係る費用は、次期賃借人の負担となります。
9	駐車場のゲート機器に係る基礎ブロックは、撤去となるのか、次期賃借人に残置されるのかをご教示ください。	現賃借人との協議によります。